

令和3年

第3回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年3月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

## 令和3年 第3回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第3回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年3月29日(月) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

### ○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	
4番 中 村 孝 幸		6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄		12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

### ○農業委員

3番 上 松 千 恵  
12番 遠 山 登

### ○推進委員

3番 辻 繁 雄  
5番 宮 嶋 市 郎  
11番 細 山 徹 也

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
事務局次長	木 村 秀 行
農業経営改善支援センター 主幹	山 崎 一 之
農地調整係 主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 日程第6 議案第2号 事業計画変更の承認申請について  
 日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について  
 日程第9 議案第5号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について  
 日程第10 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。        只今の出席委員は17名です。定足数に達しております。        本日の欠席委員は3番 上松 委員、12番 遠山 委員の2名です。        推進委員の欠席は 3番 辻 推進委員、5番 宮嶋 推進委員、11番 細山 推進委員の3名です。        それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。        13番 松田 委員、14番 笠原 委員、15番 柳 委員を指名したいと思います、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、13番 松田 委員、14番 笠原 委員、15番 柳 委員にすることに決定いたしました。        続きまして日程第2 会期の決定についてお諮りします。        会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。        本日の書記は、佐藤 事務局長、木村 次長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。        それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。        事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>説明の前に訂正をお願いいたします。        8ページの受付番号275番の差出人の住所ですが、久保1251に訂正をお願いします。        それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明をいたします。        議案書の1ページをご覧ください。        議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」、「土地の所在」、「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>最初に、後継者を経営主にするための解約が多数提出されていますので、一括して説明いたします。        農地法第3条 使用貸借権設定の解約で、2ページの受付番号272番、農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約で、11ページの283番・284番、12ページの285番・286番、13ページの287番・288番・289番、14ページの290番・291番、15ページの292番・293番、16ページの294番・295番、18ページの296番・297番、19ページの298番・299番、20ページの300番、21ページの301番、22ページの302番・303番、23ページの30</p>

4番、24ページの305番・306番、25ページの307番・308番・309番、26ページの310番・311番です。

続きまして、ただいま報告いたしました案件以外の案件を説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

農地法第3条 使用借権設定の解約になります。

受付番号271番、寺社字大正ワン（タイショウワン）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,247㎡、これを含めまして合計11筆で10,195㎡です。

契約の内容が平成18年7月3日から令和8年7月3日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月2日です。

4ページになります。

受付番号280番、堀越字仲作（ナカサク）、地目は台帳・現況がともに田、地積2,023㎡、これを含めまして合計10筆で9,048㎡です。

契約の内容が平成24年12月11日から令和11年5月1日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月9日です。

5ページになります。

受付番号316番、北本町、地目は台帳・現況がともに畑、地積215㎡、これを含めまして合計2筆で238㎡です。

契約の内容が平成19年7月26日から令和9年7月26日まで、解約事由が「転用のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月10日です。

続きまして農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約になります。

受付番号269番、関屋字宮浦（ミヤウラ）、地目は台帳・現況がともに田、地積767㎡、これを含めまして合計3筆で2,787㎡です。

契約の内容が平成31年2月11日から令和6年2月10日まで、解約事由が「賃借内容の不合意」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年2月20日です。

受付番号270番、関屋字上田（ウエダ）、地目は台帳・現況がともに田、地積505㎡、これを含めまして合計14筆で11,417㎡です。

契約の内容が令和3年3月11日から令和6年3月10日まで、解約事由が「賃借内容の不合意」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年2月20日です。

7ページになります。

受付番号273番、久保字谷内（ヤチ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,500㎡です。

契約の内容が平成26年3月11日から令和6年3月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月2日です。

受付番号274番、久保字不多々（フタタ）、地目は台帳・現況がともに田、地積456㎡、これを含めまして合計10筆で6,960㎡です。

契約の内容が平成26年3月11日から令和6年3月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月2日です。

8 ページになります。

受付番号 275 番、久保字屋敷添（ヤシキゾエ）、地目は台帳・現況がともに田、地積 439㎡、これを含めまして合計 2 筆で 443.92㎡です。

契約の内容が平成 26 年 3 月 11 日から令和 6 年 3 月 10 日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 3 年 3 月 2 日です。

受付番号 276 番、小浮字野付（ノズケ）、地目は台帳・現況がともに田、地積 2,711㎡、これを含めまして合計 3 筆で 6,605㎡です。

契約の内容が平成 31 年 1 月 10 日から令和 11 年 1 月 10 日まで、解約事由が「利用権設定期間及び賃借料変更のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 3 年 3 月 2 日です。

9 ページになります。

受付番号 277 番、保田字堤へり（ツツミへり）、地目は台帳・現況がともに田、地積 1,258㎡、これを含めまして合計 1 2 筆で 6,909㎡です。

契約の内容が平成 27 年 3 月 11 日から令和 7 年 3 月 10 日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 3 年 3 月 5 日です。

10 ページになります。

受付番号 278 番、月崎字掛ヶ上り（カケアガリ）、地目は台帳・現況がともに田、地積 772㎡、これを含めまして合計 2 筆で 1,594㎡です。

契約の内容が平成 30 年 3 月 11 日から令和 5 年 3 月 10 日まで、解約事由が「農地中間管理権設定」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 3 年 3 月 5 日です。

受付番号 281 番、飯山新字小谷内（コヤチ）、地目は台帳・現況がともに田、地積 1,641㎡、これを含めまして合計 3 筆で 3,636㎡です。

契約の内容が令和 2 年 5 月 11 日から令和 5 年 5 月 10 日まで、解約事由が「農業廃止のため」です。

解約年月日が令和 3 年 3 月 5 日、引渡が 3 月 6 日です。

11 ページになります。

受付番号 282 番、熊堂字霞（カスミ）、地目は台帳・現況がともに田、地積 1,986㎡です。

契約の内容が平成 30 年 2 月 9 日から令和 5 年 2 月 10 日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 3 年 3 月 9 日です。

27 ページになります。

受付番号 313 番、堀越字石仏（イシボトケ）、地目は台帳・現況がともに田、地積 1,024㎡です。

契約の内容が令和元年 5 月 11 日から令和 4 年 2 月 10 日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 3 年 3 月 10 日です。

受付番号 314 番、山口村新田字千刈（センガリ）、地目は台帳・現況がともに田、地積 3,452㎡、これを含めまして合計 5 筆で 11,057㎡です。

契約の内容が令和 2 年 4 月 11 日から令和 5 年 3 月 10 日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 3 年 3 月 10 日です。

28ページになります。

受付番号315番、北本町、地目は台帳・現況がともに田、地積1,765㎡、これを含めまして合計2筆で2,194㎡です。

契約の内容が令和2年2月11日から令和7年2月10日まで、解約事由が「転用のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月10日です。

受付番号317番、野地城字フケ、地目は台帳・現況がともに田、地積988㎡、これを含めまして合計2筆で1,960㎡です。

契約の内容が令和3年1月11日から令和6年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月8日です。

続きまして農用地利用集積計画 使用貸借権設定の解約になります。

受付番号279番、小河原字西川原（ニシガワラ）、地目は台帳・現況がともに田、地積945㎡、これを含めまして合計11筆で8,893㎡です。

契約の内容が平成29年5月11日から令和9年12月10日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月5日です。

30ページになります。

受付番号312番、横山字家ノ前（イエノマエ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,942㎡、これを含めまして合計2筆で2,733㎡です。

契約の内容が平成31年3月11日から令和4年3月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月10日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第4 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。山崎 主幹、お願いします。

事務局  
（山崎）

報告に入る前に、議案書の訂正をお願いします。報告第2号の配分、43件、807筆、731,631.11㎡、移転、2件、14筆17,250㎡について、上段の合計値を、45件、821筆、748,881.11㎡に訂正をお願いいたします。

それでは、報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、説明いたします。

令和3年2月26日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全45件 821筆 748, 881.11㎡について、説明します。

議案書は31ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

令和3年5月1日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和3年5月1日で、終了及び賃貸借料は前月集積計画と同様に固定です。

また、配分の移転については、31ページ、31番案件、122ページ、210番・211番案件で移転の理由は、耕作者変更です。

移転後の期間及び賃貸借料は、当初配分と同様に固定です。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを申し上げます。ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）

議案書124ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転2件、35筆で面積が37, 948.09㎡、使用貸借権の設定が5件、55筆で面積が41, 063.09㎡です。

最初に所有権移転を説明します。

受付番号57番、金屋字姥懐（ウバフトコロ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積1, 100㎡、これを含めまして合計31筆で29, 991.09㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で1, 300, 000円の売買です。

127ページになります。

受付番号59番、上西野字新開（シンカイ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1, 986㎡、これを含めまして合計4筆で7, 957㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与での所有権移転です。

続きまして使用貸借権設定です。128ページをご覧ください。

受付番号56番、横山字流間（ナガレマ）、地目は台帳・現況がともに田、地積2,014㎡、これを含めまして合計3筆で2,014㎡、これを含めまして合計3筆で6,010㎡です。

譲受・譲渡理由は「新規就農」と「体調不良のため」です。

契約の内容が、令和3年3月30日から令和13年3月29日までの使用貸借権設定です。

受付番号58番、保田字義京面（ギキョウメン）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,031㎡、これを含めまして合計16筆で15,789㎡です。

譲受・譲渡理由は「新規就農」と「親族への貸付」です。

契約の内容が、令和3年3月30日から令和13年3月29日までの使用貸借権設定です。

130ページになります。

受付番号60番、下里字儘ノ上（ママノウエ）、地目は台帳・現況がともに田、地積458㎡です。

譲受・譲渡理由は「農業生産法人設立」と「法人への貸付」です。

契約の内容が、令和3年3月30日から令和13年3月29日までの使用貸借権設定です。

受付番号61番、前田字深田（フカダ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,140㎡です。

譲受・譲渡理由は「農業生産法人設立」と「法人への貸付」です。

契約の内容が、令和3年3月30日から令和13年3月29日までの使用貸借権設定です。

受付番号62番は、経営移譲年金受給中の為の再設定になりますので、説明を省略させていただきます。

以上ですが、本議案について、申請書に記載された内容が、審査基準の全ての項目の当該審査基準に該当するか否かについて、説明を申し上げます。

最初に、「申請地に小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるかという点」については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の「農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、使用貸借権設定の60番案件及び61番案件の受人は、新規参入であります。農業参入審査会を実施しておりますので、見尾田農地部長より報告があります。

委員

6番 見尾田です。それでは報告いたします。

（見尾田）

申請者から提出いただいた新規参入に係る営農計画書に基づき、六役と本会事務局長及び阿賀野市農林課農林企画係長で、審査させていただきました。

申請者は、議案書130ページの議案第1号 60番案件と61番案件の農地法によ

る利用権設定の受人です。

それでは報告します。申請者である2法人は、阿賀野市で新設の農地所有適格法人で、新規参入の為、計画書の提出がありました。

新設法人、[REDACTED]は構成員5名の株式会社であります。[REDACTED]は農事組合法人であり、構成員3名で、両法人とも、構成員全員が役員です。

まず、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の4要件を精査したところ、2法人とも、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件すべて規定を満たすものであり、北蒲みなみ農業協同組合 代表理事組合長より、「営農収支に関する事項」、「地域との調和要件に関する事項」、「全部効率利用に関する事項」、「農業常時従事に関する事項」のすべての項目について、適当である旨の意見が付されております。

審査会は、2法人が、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準 第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断しました。

また、2法人構成員の農地については、現在、農地中間管理事業を利用しての貸付等の手続中であることを申し添えます。

以上、報告を終わりますが、皆さまの慎重なるご審議をよろしく申し上げます。

議長（小嶋）

ありがとうございました。農業参入審査会報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）

議案書135ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明をいたします。

受付番号24番、当初計画者は記載のとおりで変更はありません。

土地の所在が保田字砂山（スナヤマ）、地目は台帳・現況がともに田、地籍967㎡、これを含めまして合計6筆で4,110㎡です。

当初計画内容は、搬出入路及び表土置場です。

事業計画変更の理由ですが、当初、砂利採取を行うための搬出入路及び表土置場として使用してきましたが、今般、当該地6筆全ての陸砂利採取申請することによるものです。

場所につきましては、136・137ページの位置図・案内図をご覧ください。

砂山集落営農開発センターから北へ200m程に位置しております。

138ページの更正図をご覧ください。塗りつぶしで表示しているところが申請地です。

139ページは、変更前の土地利用計画図です。

140ページは、変更後の土地利用計画図です。変更箇所と記載されたところが、後ほど議案第3号で上がりますが、陸砂利採取する場所になります。

議案書141ページをご覧ください。

受付番号25番、当初計画者は記載のとおりで変更はありません。

土地の所在が保田字砂山（スナヤマ）、地目は台帳・現況がともに田、地籍516㎡です。

当初計画内容は、搬出入路及び表土置場です。

事業計画変更の理由ですが、当初、砂利採取を行うための搬出入路及び表土置場として使用してきましたが、今般、2478-1・2479-1・2481-1・2482-1の4筆を、陸砂利採取申請を行うことになり使用面積が減少することによるものです。

場所につきましては、142・143ページの位置図・案内図をご覧ください。砂山集落営農開発センターから北へ200m程に位置しております。

144ページの更正図をご覧ください。「申請地」と記載されているところが表土置場で残る部分で、「変更箇所」と記載されているところが今回砂利採取になる部分です。

145ページは、変更前の土地利用計画図です。

146ページは、変更後の土地利用計画図です。変更箇所と記載されたところが、後ほど議案第3号で上がりますが、陸砂利採取する場所になります。

以上で、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件については、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

24番案件・25番案件について、11番 五十嵐 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員

（五十嵐）

11番 五十嵐です。23日に委員4名、事務局2名で現地確認を行いました。

それでは、受付番号24番、25番を説明いたします。

現在、搬出入路及び表土置場として利用されておりますが、この後に出てくる46番案件で砂利採取に変更することになり、事務局の説明のとおりとなります。

2件とも同一業者で、とても信頼のおける業者であることから、問題ないものと思います。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入りますが、23番案件の譲渡人の一人は、6番 見尾田委員となっております。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

24番案件について、審議いたしますので、6番 見尾田 委員の退室をお願いいたし

ます。

— 見尾田 委員 退室 —

議長（小嶋）

見尾田 委員が退室されましたので、審議いたします。  
24番案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。  
お諮りします。24番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
よろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。  
したがって、24番案件について、原案のとおり承認すること決定いたしました。  
6番 見尾田 委員の入室をお願いいたします。

— 見尾田 委員 入室 —

議長（小嶋）

見尾田 委員が着席されましたので、続けます。  
続きまして、25番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。  
お諮りします。25案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。  
したがって、25番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
これで、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）

議案書147ページをご覧ください。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。  
受付番号45番、賃貸借権設定による一時転用です。  
借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字砂山（スナヤマ）、地目は台帳・現況がともに田、地積815㎡、これを含めまして合計22筆で12,607㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路及び表土置場です。

資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年4月25日から令和6年4月24日まで、農地区分は農用地区域内及び第1種農地ですが、一時的な利用であり許可できるものであります。

転用事由は、砂利採取事業の実施にあたり、国道まで搬出するために他の土地での代替ができないため、砂利採取に伴う搬出入路及び表土置場として農地転用許可を得て3年間使用していた土地で、転用期間が4月に終了となりますが事業がまだ終わらないため改めて一時転用申請をするもので、やむを得ないものとして受け付けたものです。

場所につきましては、148・149ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、国道49号線安田バイパス沿いのマツモトキョシ安田店の国道を挟んだ砂山集落の西側新江用水路の両側に位置しています。

150ページの更正図では塗りつぶしで申請地を表示しております。

151ページには土地利用計画図を添付しております。国道から非農地を経由して新江用水路の仮設橋を渡り採取地に接続する計画です。

152ページをご覧ください。

受付番号46番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字砂山（スナヤマ）、地目は台帳・現況がともに田、地積が967㎡、これを含めまして合計10筆で7,682㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年4月25日から令和4年10月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取のための一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行い、より良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては、153・154ページの位置図・案内図をご覧ください。砂山集落営農開発センターから北へ200m程に位置しております。

155ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

156ページには、土地利用計画を掲載しています。

157ページをご覧ください。

受付番号47番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が緑町、地目は台帳・現況がともに畑、地積が307㎡です。

転用目的は駐車場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年4月20日から令和3年4月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種低層住居専用地域」に定められており第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は申請地の1軒家を挟んだ隣に自宅がありますが、駐車場が不足しているので当該地を購入して露天駐車場として利用し、一部は貸駐車場とするものです。

場所につきましては、158・159ページの位置図・案内図をご覧ください。

緑町、あがの市民病院近くの住宅地の中にあります。

160ページには、更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

161ページに土地利用計画図及び排水計画図を掲載しました。周囲は住宅で、砂利敷きの露天駐車場とし、14台が駐車できる計画です。

162ページをご覧ください。

受付番号48番、使用貸借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が赤水、地目は台帳が田、現況が畑で、地積493㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年5月10日から令和3年9月20日まで、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。

許可基準は、「住宅で集落に接続して設置されるものは許可可能」であり、許可できるものです。

転用事由は、申請者は現在、新発田市のアパートに居住していますが、子供が2人おり、各子供部屋も必要なため、実家隣の土地を祖母より借り受けて住宅を新築するものです。

場所につきましては、163・164ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市笹神支所から西へ1.3km程にあります赤水集落の住宅に隣接する農地となります。

165ページには、更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

166ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は市道脇の水路に流す計画となっております。

167・168ページは建物平面図、169ページは立面図となっております。

170ページをご覧ください。

受付番号49番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が姥ヶ橋字町道下（マチミチシタ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,194㎡です。転用目的は特定建築条件付売買予定地5棟、資金計画は記載のとおりです。工事期間が令和3年4月1日から令和3年7月31日までです。

特定建築条件付売買予定地についてですが、農地転用許可制度では、住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用については、当該地が最終的に住宅になることが確実と認められないことから、原則として、これを認めないこととされているところですが、近年、家のデザイン、間取り等のニーズが多様化していることから、建築条件付売買予定地として転用申請があった場合、要件を全て満たすと認められる時は、宅地造成のみの目的に該当しないものとして取り扱い、許可可能となります。

その要件とは、当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、転用事業者又は転用事業者が指定する建築業者と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約を締結することを約束すること。

一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地の売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されること。

農地転用事業者は、当該土地の全てを販売できなかったときは、販売できなかった残余の土地に自ら住宅を建築することです。

農地区分につきましては、申請地から500メートル以内に小・中学校、阿賀野市京ヶ瀬支所等、二つ以上の公共施設が存在し、住宅やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等事業の用に供する施設が連たんしていることから第3種農地となり、許可可能であります。

許可基準は、開発計画、資金計画、宅地建物取引業者免許、及び先ほどの要件等を確認し計画実施は確実であると判断いたしました。

転用事由は、申請者は五泉市で不動産業を営んでいますが、建売住宅の需要がある土地を探していたところ、当該地を譲っていただけることになり5区画の分譲地として販売する計画を立てたものです。

また、令和5年4月までに販売できなかった時は、販売できなかった残余の土地に住宅を建て建売住宅販売にすることを約束しています。

場所につきましては、171・172ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市京ヶ瀬支所から北東へ150mほどに位置しており、住宅地の中にあります。

173ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

174ページは土地利用計画図、175ページは排水計画図ですが、図のように5区画の造成を計画しています。生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は道路側溝に排水する計画です。

175から179ページは、平面図・立面図を掲載しています。図面は住宅を建設する場合の標準的な建物図面となります。

180ページをご覧ください。

受付番号50番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。譲受人は夫婦二人の共同申請になります。

土地の所在が押切字屋敷廻り（ヤシキマワリ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積が893㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年5月15日から令和3年11月30日まで、農地区分につきましては、申請地は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない農地の「その他農地の第2種農地」と判断いたしました。

許可基準は、第1種農地と同様で、「住宅で集落に接続して設置されるものは許可可能」であり、申請地は集落に隣接する場所にあるため許可できるものです。

転用事由は、申請者は現在、貸家に家族4人で居住していますが手狭なため、新居を建てたいと敷地を探していました。

この度、妻の実家に近い申請地を買えることになり、新居を建築するものです。

転用面積が一般個人住宅の場合、県の事務処理要領では概ね500㎡以内が目安となっておりますが、申請地は以前、土地所有者から、「相続したが管理できないので売りたい」と、売買のあっせん申出がありましたが買い手が見つからなかった土地であり、分筆しても残った農地が耕作放棄地になりかねず、また、申請者は駐車場や雪捨て場、庭として敷地の西側も利用したい意向であり、隣地所有者から農地転用を行うことについての同意も得ていることから、住宅用地として一体的に使用することはやむを得ないものと判断いたしました。

場所につきましては、181・182ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市笹神支所から南西へ1km程にあります押切集落の住宅に隣接する農地になります。

183ページは更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

184ページは土地利用計画図、排水計画図を掲載しています。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は浸透枳で地下浸透させる計画です。

185・186ページは住宅の平面図です。

187・188ページには立面図を掲載しています。

189ページをご覧ください。

受付番号51番、賃貸借権による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山（シモウエノヤマ）、地目は台帳が畑・現況が田、地積が1,492㎡、これを含めまして合計11筆で7,256㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和3年4月26日から令和6年4月25日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、砂利採取事業による一時的な転

用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、上江端集落の東側、上ノ山・浦田地区の陸砂利採取を実施するために搬出入路として一時転用するものです。

場所につきましては、190・191ページの位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落の北側に位置しております。

192ページは更正図に申請地を塗りつぶしで掲載しております。

193ページは土地利用計画図を掲載しております。

194ページをご覧ください。

受付番号52番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山（シモカミノヤマ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積が211㎡、これを含めまして合計28筆で15,430.3㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和3年4月26日から令和4年10月25日まで、農地区分は農用地区域内となっております原則許可できない場所ではありますが、砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては、196・197ページの位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落の北側に位置しております。

198ページは更正図で、申請地を斜線で表示しております。

199ページは、土地利用計画を掲載しました。

200ページをご覧ください。

受付番号53番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目は台帳・現況がともに田、地積816㎡、これを含めまして合計3筆で1,424㎡です。

転用目的は宅地分譲、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年4月10日から令和3年6月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており第3種農地となります。

許可基準は、用途地域内で計画の実施が確実であれば更地での分譲も許可可能であります。開発計画、資金計画及び販売実績を考慮し計画実施が確実であると判断いたしました。

転用事由は、申請者は不動産業を営んでいますが、用途地域内の公共公益施設が近くにあり、近隣環境は閑静な住宅地化が進んでおり生活利便性の良い当該地を宅地分譲用地5区画として販売するものです。

場所につきましては、201・202ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野郵便局から北側へ400mほどの国道460号線沿いに位置しております。

203ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

204ページは土地利用計画図です。図のように5区画の造成を計画しています。

205ページは排水計画図を掲載しています。生活雑排水は公共下水道に接続できるようにします。雨水は道路側溝に流す計画となっております。図面左の、西側の排水路沿いはL型擁壁で土留め工事を行います。

206ページをご覧ください。

受付番号54番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目は台帳・現況がともに田、地積が1,765㎡、これを含めまして合計4筆、2,432㎡です。

転用目的は店舗建築用地及び資材置場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年4月5日から令和3年10月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者はプロパンガス・灯油等燃料販売及びガス器具・設備機器等の販売等を行う会社ですが、この度、申請地を購入して店舗と給油施設を建築し、灯油の店頭販売及び器具等の展示販売を行うものです。申請地の西側は資材置場とする計画です。

場所につきましては、207・208ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野郵便局から北側へ400mほどの国道460号線沿いに位置しております。

209ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

210ページは土地利用計画図です。国道側に店舗と灯油給油所を設置し、アスファルト舗装します。敷地の奥の方は資材置場として利用します。

211ページは排水計画図を掲載しています。

雨水は敷地の周囲には排水用ベンチフリュームを設置し、油水分離槽を通じて排水路へ放流します。北側の境界にはL型擁壁で土留めをします。店舗内の排水は公共下水道に流す計画です。

212ページは店舗の平面図、213ページは立面図を掲載しております。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

最初に45番案件、50番案件、51番案件、54番案件について、1番 曾我 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員（曾我）

1番 曾我です。147ページの45番案件でございます。23日に委員4名、事務局2名で現地調査を行ってまいりました。

こちらに関しましては、事務局の説明のとおり、期間の延期に伴う一時転用でございまして、他の土地では代用できないということで、今回このような申請になっております。

信用のある業者であると思っておりますので、問題ないという認識で現地を確認してまいりました。

45番案件に関しましては以上です。

続きまして、180ページの50番案件でございます。

184ページをご覧くださいまして、事務局の説明のとおり、当初、分筆も考えられたそうですけれども、全部引き受けるという話でまとまったようです。

図に「道」と書いてある道路がアスファルトで、そこに上水道が通っておりますので、そこから上水道を引き込み、排水につきましても浸透枳を使われるということで、問題なく見てまいりました。

続きまして、189ページの51番案件でございます。

こちらは、次の52番案件に関する陸砂利採取に伴う搬出入路になっておりますが、191ページの案内図、申請地の道路のところから4mほど高低差がございまして、そこを掘って通路を作ることになっております。これはまた52番案件に関わるこ

とになってきますが搬出入路になるということで、問題なく見てまいりました。

最後に206ページの54番案件でございます。

申請地は国道460号線のカーブに差し掛かったところで、こちらの方も若干高低差がございます、206ページの資産計画にございます整地費に結構な金額が記載されておりますけれども、盛土若しくは整地の方で若干経費がかかるということで、そういった申請も兼ねています。排水整備や土留め等も行いますので、問題なく見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続いて、46番案件・49番案件・53番案件について、11番 五十嵐 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員  
（五十嵐）

11番 五十嵐です。46番案件ですが、155ページをご覧ください。

先ほどの24番、25番案件がこの黒塗りの部分でありまして、今回この砂利を採取するというので申請が出ているわけです。

今年の作付けは不可能ということで、最終的には右上の2399番地、これは宅地になります。図の下の方に集会所があり、この真ん中に1本道路がありまして、それを全部無くして宅地から集会所まで、距離にして100m以上あると思いますが、縦型の田になる計画をしているとのことでした。

最終的には、この隣にも縦型の田が出来、だいたい同じ形になると思います。たいへん使いやすく風に強い田になると聞いてまいりました。

49番案件、170ページです。

事務局の説明どおりですけれども、京ヶ瀬地区の住宅に囲まれている場所になります。

173ページを見ていただきますと黒枠で囲まれているところが申請地です。

問題ないと見てまいりました。

最後に、200ページの53番案件です。

たたいま曾我委員が説明されました54番案件の隣になります。

203ページをご覧ください。3506番地2は去年作ったあとがありまして、畦塗も昨年の塗ったような後が残っております。

今年は作付けなしで埋め立てする計画だそうです。雨水、排水の方も問題ないと見ております。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続いて、47番案件・48番案件・52番案件について、4番 本間 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員（本間）

4番 本間です。47番案件の現地確認報告をいたします。

事務局の説明のとおりであります、159ページをご覧くださいとお解かりになるとおり、住宅に囲まれている場所です。

161ページの土地利用計画図をご覧くださいと、道路側は土留めをし、道路側側溝に雨水を流すということであり、問題ないかと見てまいりました。

続きまして、48番案件になります。

166ページをご覧くださいと土地利用系計画図となっております。申請地は、奥様のご実家と隣接した土地でありまして、雨水は市道側に流れるということでありま

すし、下水道も母屋の下水管に繋ぐということですので、問題はないかと見てまいりました。

続きまして、52番案件になります。

194ページになります。事務局の説明のとおりであります、51番案件の道を挟んで反対側になります。

十分信用できる業者でもあり、問題ないかと見てまいりました。

皆さまの慎重な審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入りますが、46番案件の譲渡人の一人が、6番 見尾田 委員が関係者となっております。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思います、これにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

46番案件について、審議いたしますので、6番 見尾田 委員の退室をお願いいたします。

— 見尾田 委員 退室 —

議長（小嶋）

見尾田 委員が退室されましたので、審議いたします。

46番案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。46番案件について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがいまして、46番案件について、原案のとおり承認し許可すること決定いたしました。

6番 見尾田 委員の入室をお願いいたします。

— 見尾田 委員 入室 —

議長（小嶋）

見尾田 委員が着席されましたので続けます。

続きまして、今程決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員	(「なし」の声)
議長 (小嶋)	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。先程決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。</p>
委員	(「異議なし」の声)
議長 (小嶋)	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、先程決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。 これで、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、全て原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。 ここで、説明員を交代します。</p> <p style="text-align: center;">— 説明員 交代 山崎主幹 —</p>
議長 (小嶋)	<p>続きまして、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。山崎 主幹、お願いします。</p>
事務局 (山崎)	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。 表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。 今月の受付状況は、所有権移転 4件 4筆 3, 827㎡、賃貸借権設定 112件 481筆 512, 106.27㎡、使用貸借権設定 4件 11筆 4, 304㎡、農地中間管理権設定 54件 271筆 285, 899.84㎡となります。</p> <p>最初に所有権移転の案件です。 議案書は214ページからとなっております。 譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。 受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。 なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」登載者です。</p> <p>受付番号1番、土地の所在が上関口字鮫面、台帳・現況とも田 305㎡、1筆を10a当たり550, 000円で売買するものです。</p> <p>受付番号2番、土地の所在が福田字畑中、台帳・現況とも田 512㎡、1筆を10a当たり720, 000円で売買するものです。</p> <p>受付番号3番、土地の所在が山口字中道、台帳・現況とも田 1, 024㎡、1筆を10a当たり910, 000円で売買するものです。</p> <p>受付番号4番、土地の所在が熊堂字霞、台帳・現況とも田 1, 986㎡、1筆を10a当たり600, 000円で売買するものです。</p> <p>続きまして、賃貸借権の設定について、説明申し上げます。 なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。 216ページをご覧ください。</p>

受付番号2番、土地の所在が保田字五反畠、台帳・現況とも田 991㎡、1筆を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

239ページ、受付番号44番、土地の所在が保田字加次免、台帳・現況とも田 288㎡、これを含め合計4筆 1,493㎡を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

240ページ、受付番号45番、土地の所在が小浮字千刈、台帳・現況とも田 328㎡、これを含め合計2筆 1,228㎡を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

受付番号46番、土地の所在が小浮字千刈、台帳・現況とも田 257㎡、これを含め合計2筆 1,466㎡を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

241ページ、受付番号49番、土地の所在が保田字千刈、台帳・現況とも田 1,012㎡、これを含め合計2筆 1,562.00㎡を令和3年4月11日から令和13年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

244ページ、受付番号54番、土地の所在が船居、台帳・現況とも田 3,230㎡、これを含め合計9筆 17,693㎡を令和3年4月11日から令和13年2月10日まで、10a当たり27,000円で賃貸借するものです。

245ページ、受付番号55番、土地の所在が布目字一番割、台帳・現況とも田 1,031㎡、これを含め合計22筆 22,967㎡を令和3年4月11日から令和13年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

247ページ、受付番号56番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田 876㎡、1筆を令和3年4月11日から令和13年2月10日まで10a当たり10,000円で賃貸借するものです。

受付番号57番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田 876㎡、1筆を令和3年4月11日から令和13年2月10日まで、10a当たり10,000円で賃貸借するものです。

248ページ、受付番号58番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田 538㎡、1筆を令和3年4月11日から令和13年2月10日まで10a当たり10,000円で賃貸借するものです。

249ページ、受付番号64番、土地の所在が寺社字大正ワン、台帳・現況とも田 1,247㎡、これを含め合計9筆 8,777㎡を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

250ページ、受付番号65番、土地の所在が寺社字大正ワン、台帳・現況とも田 797㎡、1筆を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

受付番号66番、土地の所在が寺社字道山、台帳・現況とも田 858㎡、1筆を令和3年4月11日から令和13年2月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

251ページ、受付番号67番、土地の所在が寺社字鴨深、台帳・現況とも田 56

0㎡、1筆を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

255ページ、受付番号79番、土地の所在が法柳字沖田、台帳・現況とも田 2,023㎡、これを含め合計2筆 4,046㎡を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

受付番号80番、土地の所在が法柳字村下、台帳・現況とも田 949㎡、1筆を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

256ページ、受付番号81番、土地の所在が法柳字居浦、台帳・現況とも田 466㎡、1筆 を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

受付番号82番、土地の所在が小浮字諏訪野、台帳・現況とも田 2,917㎡、これを含め合計4筆 6,093㎡を令和3年4月11日から令和13年3月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

受付番号84番、土地の所在が羽黒字坂、台帳・現況とも田 1,127㎡、これを含め合計2筆 2,987㎡を令和3年4月11日から令和7年1月10日まで、10a当たり13,000円で賃貸借するものです。

257ページ、受付番号87番、土地の所在が新保字巻、台帳・現況とも田 863㎡、これを含め合計7筆 5,116㎡を令和3年4月11日から令和4年12月10日まで、10a当たり7,000円で賃貸借するものです。

266ページ、受付番号107番、土地の所在が牧島字ママノ内、台帳・現況とも田 972㎡、これを含め合計2筆1,960㎡を令和3年4月11日から令数6年2月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号108番、土地の所在が上中ノ目字油田、台帳・現況とも田 2,558㎡、これを含め合計2筆4,435㎡を令和3年4月11日から令和6年2月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号110番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田 188㎡、1筆を令和3年4月11日から令和8年2月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

267ページ、受付番号112番、土地の所在が保田字竜下、台帳・現況とも田 996㎡、1筆を令和3年4月11日から令和8年3月10日まで、10a当たり17,500円で賃貸借するものです。

受付番号113番、土地の所在が外城町、台帳・現況とも田 2,023㎡、これを含め合計2筆 3,641㎡を令和3年4月11日から令和6年2月10日まで、10a当たり23,600円で 賃貸借するものです。

268ページ、受付番号117番、土地の所在が関屋字上田、台帳・現況とも田、1,997㎡、これを含め合計12筆 11,516㎡を令和3年4月11日から令和6年2月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

270ページ、受付番号118番、土地の所在が大室字水押、台帳・現況とも田 830㎡、1筆を令和3年4月11日から令和13年4月10日まで、総量こしいぶき90kgで賃貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

273ページからご覧下さい。

件数が多いため、先に期間を説明いたします

開始は全案件令和3年4月10日で、終了は273ページ受付番号2番から276ページ4番、279ページ番号7番から284ページ12番、287ページ番号17番から295ページ36番、296ページ番号38番から297ページ40番、298ページ番号43番から299ページ46番、301ページ番号48番から302ページ49番、303ページ番号53番が令和9年4月10日となります。

続きまして、273ページ番号1番、277ページ番号5番から278ページ番号6番、284ページ番号13番から286ページ番号16番、295ページ番号37番、297ページ番号41番、42番、299ページ番号47番、302ページ番号50番から52番、303ページ番号54番については、令和13年4月10日に期間設定となります。

以降期間の読み上げは省略いたします。

273ページをご覧ください。

受付番号1番、土地の所在が小浮字六枚橋、台帳・現況とも田、1,028㎡、これを含め合計3筆 2,058㎡を22,000円で設定するものです。

受付番号2番、土地の所在牧島字ママノ内、台帳・現況とも畑、307㎡、これを含め合計16筆9,487㎡を23,000円、20,800円、19,200円で設定するものです。

275ページ、受付番号3番、土地の所在安野町、台帳・現況とも田、1,360㎡、これを含め合計8筆13,845㎡を28,000円で設定するものです。

276ページ、受付番号4番、土地の所在安野町、台帳・現況とも田、2,022㎡、これを含め合計17筆24,971㎡を28,000円、25,000円で設定するものです。

277ページ、受付番号5番、土地の所在、野田字野田浦、台帳・現況とも田、789㎡、1筆、を 23,000円で設定するものです。

278ページ、受付番号6番、土地の所在、小浮字野付、台帳・現況とも田、1,014㎡、これを含め合計9筆16,032㎡を23,000円で設定するものです。

279ページ、受付番号7番、土地の所在、堀越字市野山、台帳・現況とも田、1,014㎡、これを含め合計17筆9,109㎡を23,600円、23,000円、22,000円、21,000円で設定するものです。

280ページ、受付番号8番、土地の所在、下条字中道、台帳・現況とも田、1,014㎡、これを含め合計10筆7,197㎡を22,000円で設定するものです。

282ページ、受付番号9番、土地の所在、下条字中田、台帳・現況とも田、2,002㎡、1筆を 23,000円で設定するものです。

受付番号10番、土地の所在、牧島字フケ、台帳・現況とも田、1,140㎡、これを含め合計15筆15,007㎡を23,000円、19,200円で設定するものです。

283ページ、受付番号11番、土地の所在、福田字村下、台帳・現況とも田、1,004㎡、これを含め合計7筆 5,851㎡を20,000円、15,000円で設定するものです。

284ページ、受付番号12番、土地の所在、山口字名平窪、台帳・現況とも田、438㎡、1筆を28,000円で設定するものです。

受付番号13番、土地の所在、沖字東田、台帳・現況とも田、1,941㎡、これを含め合計5筆6,269㎡を25,000円で設定するものです。

285ページ、受付番号14番、土地の所在、笹岡字砂押、台帳・現況とも田、2,002㎡、1筆を24,000円で設定するものです。

受付番号15番、土地の所在、深堀字曾根、台帳・現況とも田、2023㎡、これを含め合計7筆7,312㎡を23,000円で設定するものです。

286ページ、受付番号16番、土地の所在、下条字中田、台帳・現況とも田、1,592㎡、これを含め合計12筆11,975㎡を23,000円で設定するものです。

287ページ、受付番号17番、土地の所在、田中字道下、台帳・現況とも田、264㎡、これを含め合計4筆6,249㎡を23,000円、20,000円で設定するものです。

受付番号18番、土地の所在、百津字中井、台帳・現況とも田、1,064㎡、これを含め合計2筆1,212㎡を23,000円で設定するものです。

288ページ、受付番号19番、土地の所在、堀越字片田、台帳・現況とも田、981㎡、これを含め合計2筆1,784㎡を21,000円で設定するものです。

受付番号20番、土地の所在、堀越字市戸、台帳・現況とも田、1,414㎡、これを含め合計13筆11,286㎡を23,000円で設定するものです。

289ページ、受付番号21番、土地の所在、庄ヶ宮字家浦、台帳・現況とも田、1,894㎡、これを含め合計5筆4,589㎡を28,000円、23,600円で設定するものです。

290ページ、受付番号22番、土地の所在、庄ヶ宮字セキ下、台帳・現況とも田、1,870㎡、これを含め合計6筆11,152㎡を23,000円で設定するものです。

291ページ、受付番号23番、土地の所在が堀越字石船戸、台帳・現況とも田、973㎡、これを含め合計11筆10,244㎡を23,000円、10,000円で設定するものです。

292ページ、受付番号24番、土地の所在在分田字山王田、台帳・現況とも田、124㎡、これを含め合計3筆494㎡を25,000円で設定するものです。

受付番号25番、土地の所在東町字奥野田、台帳・現況とも田、2,023㎡、1筆を25,000円で設定するものです。

受付番号26番、土地の分田字山王田、台帳・現況田、218㎡、これを含め合計3筆2,240㎡を25,000円で設定するものです。

293ページ、受付番号27番、土地の所在が分田字山王田、台帳・現況とも田、1,011㎡、これを含め合計3筆2,815㎡を25,000円で設定するものです。

受付番号28番、土地の所在が東町字奥野田、台帳・現況とも田、1,031㎡、これを含め合計3筆3,787㎡を25,000円で設定するものです。

受付番号29番、土地の所在が分田字山王田、台帳・現況とも田、198㎡、これを

含め合計2筆1, 606㎡、を25,000円で設定するものです。

294ページ、受付番号30番、土地の所在が分田字山王田、台帳・現況とも田、555㎡、これを含め合計2筆1, 288㎡を、25,000円で設定するものです

受付番号31番、土地の所在が分田字山王田、台帳・現況とも田、1, 229㎡、これを含め合計3筆4, 243㎡を25,000円で設定するものです

受付番号32番、土地の所在が堀越字市戸、台帳・現況とも田、1, 378㎡、1筆を25,000円で設定するものです

受付番号33番、土地の所在が東町字奥野田、台帳・現況とも田、1, 309㎡、1筆を25,000円で設定するものです。

295ページ、受付番号34番、土地の所在が分田字山王田、台帳・現況とも田、2, 023㎡、1筆25,000円で設定するものです。

受付番号35番、土地の所在が分田字山王田、台帳・現況とも田、1, 707㎡、これを含め合計3筆2, 011.96㎡を25,000円で設定するものです。

受付番号36番、土地の所在東町字奥野田、台帳・現況とも田、2023㎡、1筆を25,000円で設定するものです。

受付番号37番、土地の所在が金淵字中瀬、台帳・現況とも田、2234㎡、これを含め合計7筆7, 919.88㎡を23,900円で設定するものです。

296ページ、受付番号38番、土地の所在が山口字中道、台帳・現況とも田、1, 014㎡、これを含め合計3筆3, 042㎡を25,000円で設定するものです。

受付番号39番、土地の所在 堀越字石船戸、台帳・現況とも田、1, 012㎡、これを含め合計3筆3, 027㎡を 23,000円で設定するものです。

297ページ、受付番号40番、土地の所在が東町字内山王、台帳・現況とも田、915㎡、1筆 25,000円で設定するものです。

受付番号41番、土地の所在が川前字月留、台帳・現況とも田、876㎡、これを含め合計4筆2, 929㎡を20,000円で設定するものです。

297ページ、受付番号42番、土地の所在が島田字上野地、台帳・現況とも田、1, 157㎡、これを含め合計6筆8, 073㎡を24,000円で設定するものです

298ページ、受付番号43番、土地の所在が牧島字ママノ内、台帳・現況とも田、333㎡、1筆を20,800円で設定するものです。

受付番号44番、土地の所在が堀越字市戸、台帳・現況とも田、1, 133㎡、1筆、を20,000円で設定するものです

受付番号45番、土地の所在が山口字久保田、台帳・現況とも田、959㎡、これを含め合計2筆1, 471㎡を23,000円で設定するものです

299ページ、受付番号46番、土地の所在が牧島字ママノ内、台帳・現況とも田、1, 021㎡、1筆を20,800円で設定するものです

受付番号47番、土地の所在が駒林字大田、台帳・現況とも田、1, 110㎡、これを含め合計24筆28, 317㎡を24,000円、0円で設定するものです。

301ページ、受付番号48番、土地の所在が堀越字小塚、台帳・現況とも田、456㎡、これを含め合計4筆、1, 731㎡を、20,000円、18,000円で設定するものです。

302ページ、受付番号49番、土地の所在が荒屋字塚ノ畑、台帳・現況とも田、2

67㎡、1筆を23,000円で設定するものです。

受付番号50番、土地の所在が水原字前谷内、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計2筆、2,508㎡を23,000円、で設定するものです。

受付番号51番、土地の所在が水原字町浦、台帳・現況とも田、1,335㎡、これを含め合計2筆、3,879㎡を23,000円、14,200円で設定するものです。

受付番号52番、土地の所在が安野町、台帳・現況とも田、968㎡、これを含め合計4筆、3,856㎡を23,000円、15,000円で設定するものです。

303ページ、受付番号53番、土地の所在が堀越字蕪木、台帳・現況とも田、297㎡、1筆、を20,000円で設定するものです。

受付番号54番、土地の所在が水原字前谷内、台帳・現況とも田、1,120㎡、これを含め合計4筆、7,080㎡を23,000円で設定するものです。

以上であります、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、「基本構想に適合するものである」こと。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、「農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる」こと。「農作業に、常時、従事する」と認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農業に常時従事すると認められない場合の、備えるべき要件である、「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行う」と見込まれること。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られていること」の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の43番の受人が「農事組合法人ファームホリコシ」であり、5番 皆川 委員が関係者となっております。また同じく賃貸借権設定の47番案件、48番案件、88番案件の譲受人は、「齋藤 和也 氏」であり、8番 齋藤 委員が関係者となっております。

また、賃貸借設定の95番案件、96番案件の譲受人は、「本間 正樹 氏」であり、4番 本間 委員が関係者であります。

また、中間管理権設定の37番案件の譲渡人は、「曾我 一憲 氏」であり、1番 曾我 委員が関係者であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

最初に、賃貸借権設定の43番案件について、審議いたしますので5番 皆川 委員の退室をお願いいたします。

— 皆川 委員 退室 —

議長（小嶋）	皆川 委員が退室されましたので、審議いたします。 43番案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	（「なし」の声）
議長（小嶋）	質疑なしと認めます。 お諮りします。賃貸借権設定の43番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 よろしいでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	異議なしと認めます。 したがって、賃貸借権設定の43番案件について、原案のとおり承認すること決定いたしました。 5番 皆川 委員の入室をお願いいたします。
	— 皆川 委員 入室 —
議長（小嶋）	皆川 委員が着席されましたので、続けます。 続きまして、賃貸借権設定の47番案件、48番案件、88番案件について、審議いたしますので、8番 齋藤 委員の退室をお願いいたします。
	— 齋藤 委員 退室 —
議長（小嶋）	齋藤 委員が退室されましたので、審議いたします。 賃貸借権設定の47番案件、48番案件、88番案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	（「なし」の声）
議長（小嶋）	質疑なしと認めます。 お諮りします。賃貸借権設定の47番案件、48番案件、88番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 よろしいでしょうか。
委員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	異議なしと認めます。したがって、賃貸借権設定の47番案件、48番案件、88番案件について、原案のとおり承認すること決定いたしました。 8番 齋藤 委員の入室をお願いいたします。
	— 齋藤 委員 入室 —
議長（小嶋）	齋藤 委員が着席されましたので、続けます。 続きまして、賃貸借権設定の95番案件、96番案件について、審議いたしますので、4番 本間 委員の退室をお願いいたします。

— 本間 委員 退室 —

議長（小嶋） 本間 委員が退室されましたので、審議いたします。  
賃貸借設定の 9 5 番案件、9 6 番案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。賃貸借設定の 9 5 番案件、9 6 番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
よろしいでしょうか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
したがって、賃貸借権設定の賃貸借設定の 9 5 番案件、9 6 番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
4 番 本間 委員の入室をお願いいたします。

— 本間 委員 入室 —

議長（小嶋） 本間 委員が着席されましたので、続けます。  
次に同じく、中間管理権設定の 3 7 番案件について、審議いたしますので、1 番 曾我 委員の退室をお願いいたします。

— 曾我 委員 退室 —

議長（小嶋） 曾我 委員が退室されましたので、審議いたします。  
中間管理権設定の 3 7 番案件について、ご質疑がございましたら、お願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。中間管理権設定の 3 7 番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
よろしいでしょうか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
したがって、中間管理権設定の 3 7 番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
1 番 曾我 委員の入室をお願いいたします。

— 曾我 委員 入室 —

議長（小嶋） 曾我 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、今程決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。先程決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。  
したがいまして、先程決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
これで、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。  
続きまして、日程第9 議案第5号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。佐藤 事務局長、お願いします。

事務局 (佐藤) 議案第5号 阿賀野市農業委員会事務局員の人事について、説明申し上げます。  
表の左側の転入等の欄をご覧ください。  
3月19日の内示を受けまして、令和3年4月1日付で、局長 齋藤 和彦、前任課 危機管理課。  
改善支援係長 齋藤 恵 前任課 健康推進課。  
以上のとおり、配置したいと思っておりますので、ご同意をよろしくお願いします。

議長 (小嶋) ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
これから審議に入ります。議案第5号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第5号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第5号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
続きまして、日程第10 その他について、事務局よりお願いいたします。

事務局 特にごございません。

議長 (小嶋) 特にないようでございますが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議は、全て終了いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

－ 15時20分終了 －



